

1 倫理行動規準

(倫理行動規準)

第1条 職員（国家公務員倫理法（以下「法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）は、国家公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第1号から第3号までに掲げる法第3条の倫理原則とともに第4号及び第5号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- 一 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- 四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

1 倫理行動規準は、職員の職務に係る倫理の保持を図るために、職員が認識すべき行動の規準、心構えである。

この倫理行動規準は、職員が認識すべき行動の規準、心構えであり、具体的な行為の禁止等を規定したのではなく、いわゆる訓示規定である。

2 第1号から第3号までの規定は、国家公務員倫理法第3条に規定する、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を再掲したものである。

3 第4号は、公務に対する国民の信頼を確保するために職員が職務の遂行に当たって常に心がけるべき事項として、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないことを掲げたものである。

4 第5号は、「権限の行使」（国家公務員倫理法第3条第3項）を離れた勤務時間外の行為であっても、職務の執行の公正さに対する国民の信用に影響を与える場合もあることから、勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないことを、行動規準の一つとして掲げたものである。

2 利害関係者

(利害関係者)

第2条 この政令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として各省各庁の長（法第5条第3項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が訓令（同項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の長が規則（法第5条第4項に規定する規則をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

- 一 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（法第2条第5項に規定する事業者等及び同条第6項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同条第6項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 二 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）を交付する事務 当該補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第4項第1号に掲げる間接補助金等を含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 三 立入検査、監査又は監察（法令の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
- 四 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
- 五 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- 六 内閣府又は各省が所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。） 当該事業を行っている事業者等
- 七 国の支出の原因となる契約に関する事務若しくは会計法（昭和22年法律第35号）第29条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する特定独立行政法人の業務に係る契約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- 八 財政法（昭和22年法律第34号）第18条第1項の規定による必要な調整に関する事務 当該調整を受ける国の機関
- 九 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第8条第1項の規定による職務の級の定数の設定又は改定に関する事務 当該設定又は改定を受ける国の機関
- 十 総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第11号の規定による定員の設置、増減及び廃止に関する審査に関する事務 当該審査を受ける国の機関

1 利害関係者の基本的な考え方

- (1) 国家公務員倫理規程の「利害関係者」は、基本的には国家公務員倫理法第5条第1項の「職員の職務に利害関係を有する者」であり、職員が当該者との間で国家公務員倫理規程の定める一定の行為を行うことが、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くおそれがある者である。
- (2) 利害関係者の範囲は、基本的に、当該職員の職務遂行によって直接に利益又は不利益を受ける者であり、当該職員がその事務に携わる行政権限の相手方及び契約の相手方としている。職員の職務遂行のうちでも「特定の名あて人を対象としない行為によって利益又は不利益を受ける者(例えば、所得税の減税によって利益を得る国民一般)」は利害関係者とはしていない。また、届出の受領のように職員の裁量の余地が少ないものによって職員と関わる者は利害関係者としていない。
- (3) 異動した後にも異動前の官職に影響力を行使することにより、その官職の職務の執行の公正さを歪めるおそれがあることから、異動後3年間は利害関係を継続する取扱いを設けている。(第2条第2項)
- (4) また、職員が他の職員に対して影響力を行使することにより、当該他の職員の職務執行の公正さを歪めるおそれもあることから、そのような影響力行使を期待して職員に接触する者も利害関係者に含めることとしている。(第2条第3項)

2 「訓令」又は「規則」で除く趣旨

たとえ許認可等の行政権限であっても、職員と相手方との利害関係が潜在的なものにとどまるものや職員の裁量の余地が少ないものが存在し、その相手方との間で倫理規程で禁止される行為を行ったとしても職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くことには直ちにつながらないと認められるものがあるとの考え方に基づくものである。具体的に各府省又は特定独立行政法人が有する権限のうちどの権限がそれに該当するかについては、各省各庁の長が国家公務員倫理審査会の同意を得て訓令(特定独立行政法人の長にあっては規則)で定めることとする趣旨である。

3 外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者を利害関係者から除外した理由

- (1) 外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるもの(以下「外国政府等」という。)に勤務する者と我が国の職員が外交活動において接触する場合は、国以外の一般の者との接触においては行政権限等を背景に強い立場で接触することが多いのに対して、いわば対等の立場で接触するものであり、外国政府等に勤務する者と接触することによって、我が国の職員の職務遂行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くことは考えにくい。

また、外交活動においては、共に食事をすること、接待をしたりされたりすること、共にスポーツをすることが情報収集等の有効な手段として用いられており、そのほか、外交儀礼として名目的な物品の贈与が行われることが多々ある。通常的外交活動としてこれらの行為をすることは、職務遂行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くおそれは乏しく、他方、これらの行為を禁止・制限することは、外交活動を著しく阻害するおそれがある。

以上を考慮して、外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者を利害関係者から除外している。

- (2) 外国政府等に勤務する者のうち、当該外国政府等の利益のために行う場合における当該勤務する者に限っているのは、例えば外国政府又は国際機関が我が国に設置する事務所等にパートタイムで勤務して副業を持っている者が当該副業の関係で職員と接触する場合も想定しうるところ、そのような副業の関係での接触を規制対象から除外することは適当でないためである。
- (3) 外国政府若しくは国際機関に「準ずるもの」は、台湾、香港及びマカオの当局、P L O及びパレスチナ暫定自治政府など外国政府に準ずるもの並びに国際赤十字やA P E C事務局等国際機関に準ずるものを指す。

4 個々の職務ごとの利害関係者の考え方

(1) 許認可等（第1号）

① 考え方

許認可等は「何らかの利益」が存在する処分であるため、許認可等を受けようとする者と許認可等を行う者（許認可等の事務に携わる職員）との間には利害関係が存在しており、実際に許認可等を受けようとする者が許認可等を不正に得ようとして許認可等の事務に携わる職員に接触してくることも想定されることから、両者の接触の態様によっては、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられる。

したがって、許認可等の申請をしようとしている時から許認可等を受けるまでの間は利害関係者として職員が接触することを規制することとしたものである。

なお、一般的には許認可等を受けた後については両者の利害関係は消滅するものとして取り扱うこととして問題ないと考える。ただし、当該許認可等により実施することが可能となった事業を行っている事業者等については、当該許認可等が当該事業を行う上で必須のものであって、当該許認可等により大きな利益を得ており、当該許認可等に係る事業を行う間はその利益を受け続けていることが明らかな者であることから、当該事業者等と当該許認可等に携わる職員との接触は、その態様により、許認可等を受けようとしている間における接触と同様に公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられる。

したがって、そのような事業者等については、当該事業を行っている間は利害関係者とし、当該許認可等に携わる職員が接触することを規制することとしたものである。

「許認可等」

行政手続法第2条第3号に規定する許認可等（法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分）をいう。

「当該許認可等を受けて事業を行っている」

事業は営利・非営利を問わない。事業者等が当該事業を行う際に必要な許認可等をいう。

② 利害関係者となる者の範囲

ア 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等

イ 当該許認可等の申請をしている事業者等又は特定個人（倫理法第2条第6項の規定により事業者等とみなされる者以外の個人）

ウ 当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

（注：「明らかである」については、下記の5参照）

(2) 補助金等の交付（第2号）

① 考え方

補助金等の交付は、「国が特定の事務、事業に対し、国家的見地から公益性があると認め、その事務、事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付」であり、その交付を受ける者とその交付に携わる者との間には強い利害関係が存在する。したがって、この両者の接触については、その態様によっては、両者が癒着して補助金等を不正に交付・受給しているものと見られることにより、補助金等に係る事務の公正な執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、補助金等の交付を申請しようとしているときから補助金等の交付の対象となる事務又は事業が完了し実績報告を行うまでの間は当該補助金等の交付を受ける者を利害関係者とし、当該補助金等の交付の事務に携わる職員が接触することを規制することとしたものである。

また、間接補助金等の交付を受ける者のうち国から補助金等を交付される者から直接、間接補助金等の交付を受ける者については、

ア 直接国から金銭の給付を受ける者ではないが、国から補助事業者等へ補助金等が交付されればその補助金等が対象とする事務・事業の性格上、自らへの間接補助金等の交付が見込まれるとして、国に対し補助事業者等へ補助金が交付されるよう働きかける場合も考えられること

イ 補助金等の交付に携わる職員にとっても自らが携わる補助金等が対象とする事務・事業の性格上、それが間接補助金等として補助金等の交付を受けた者からどのような者に流れるかは予見が可能であると考えられること

から、このような者についても補助金等の交付に携わる職員の利害関係者とし、職員が接触することを規制することとしている。なお、補助金等の交付によって利益を受ける者としては、間接補助事業者等以外にも考えられる（例えば、補助事業者等から現物給付や移転支出を受ける者）が、利害関係者については、法令上一定の範囲で規定する必要があるため、職員にとっての認知可能性をも考慮して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律で規定のある間接補助事業者等の一部に限定したものである。

② 利害関係者となる者の範囲

ア 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる間接補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人を含む。以下この②において同じ。）

イ 当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人

ウ 当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(3) 立入検査、監査、監察（第3号）

① 考え方

立入検査、監査、監察（以下「検査等」という。）については、その性格上、検査等を実施する側と受ける側との間の癒着は厳に慎み、厳正に行われるべきものであると考えられるところ、当該検査等を現に受けている場合はもちろんのこと、年度の実施計画等により検査等を行うことが明らかとなっている場合についても、両者の接触はその態様によっては、検査等の日程を教えているのではないか等といった国民の疑惑や不信を招くおそれがあるため、法令上検査等の対象となっている者は利害関係者とし、検査等の実施に携わる職員が接触することを規制することとしたものである。

立入検査とは、行政機関等の職員が行政法規の執行を確保するため、監督的立場において監督を受ける事業者等の営業所、事務所、事業場、工場又は、場合によっては、住所等に、質問のため又は帳簿書類その他の物件の検査のため立ち入ることをいう。

監査とは、主として監察的見地から、事務若しくは業務の執行又は財産の状況を検査し、その正否を調べることをいう。会計検査院の行う検査は、これに該当する。

監察とは、行政監督上の立場から調査し、又は検査することをいう。総務省設置法に基づく評価及び監視もこれに含まれる。

② 利害関係者となる者の範囲

当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

(4) 不利益処分（第4号）

① 考え方

「不利益処分」とは、「行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」（行政手続法第2条第4号）である。

このように不利益処分は「義務を課し、又はその権利を制限する処分」であることから、不利益処分を行おうとする者（不利益処分に携わる職員）と不利益処分の名あて人となるべき者との間には利害関係が

存在しており、不利益処分の名あて人となるべき者が、不利益処分を受けないよう、又は軽い処分となるよう働きかけることも想定される。したがって、両者の接触の態様によっては、当該不利益処分の妥当性等に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、不利益処分に係る手続が進行中の場合における不利益処分の名あて人となるべき者を利害関係者とし、当該不利益処分に携わる職員が接触することを規制することとしたものである。

② 利害関係者となる者の範囲

当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

(5) 行政指導（第5号）

① 考え方

「行政指導」とは、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないもの」（行政手続法第2条第6号）である。

このように行政指導は処分には該当せず、「あくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現される」（行政手続法第32条）ものであるが、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内の事項について「一定の作為又は不作為を求める」行為であることから、行政機関が相手方に一定の影響力を及ぼす行為であると考えられる。

このような影響力を行使する側と影響力を受ける側との間には利害関係が存在しているものと考えられ、行政指導を受ける側が当該行政指導を中止、変更するよう働きかけるために当該行政指導に携わる職員に接触してくることも想定されることから、現に行政指導を受けている者と当該行政指導に携わっている職員の接触の態様によっては、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられる。

したがって、行政指導により現に一定の作為又は不作為を求めている間は、当該行政指導を受けている者は利害関係者とし、当該行政指導に携わる職員が接触することを規制することとしたものである。

② 利害関係者となる者の範囲

当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
各種の行政指導の類型ごとに、それぞれ次に掲げる間、利害関係者となる。

職員の携わる行政指導を受けたときから、その相手方は当該職員の利害関係者となり、

ア その場において完了する行政指導の場合にあつては、相手方が行政指導に従った時又は行政指導をやめた時

イ 一定期間効力を有する行政指導（例：3年間〇〇を〇%削減するように求めるようなもの）の場合にあつては、行政指導をやめた時又は行政指導が効力を有する期間が満了した時

ウ 終期の定めのない行政指導（例：〇〇の年間排出量を以後〇%削減するよう求めるようなもの）の場合にあつては、行政指導をやめた時

エ 行政指導に従う期限を設定した行政指導（例：〇月〇日までに〇〇を実施するよう求めるようなもの）の場合にあつては、行政指導に従った時、行政指導で実施を求めた期限が到来した時又は行政指導をやめた時

に利害関係者ではなくなることになる。

(6) 内閣府又は各省が所掌する事業の発達、改善及び調整に関する事務（第6号）

① 考え方

内閣府又は各省が所掌する事業の発達、改善及び調整とは、営利を目的とする事業を営む者に対し、必

要な事業行政を行うことを指している。必要な事業行政は、許認可等、補助金等の交付、行政指導等によって行われていることから、上記の利害関係者の設定により事業行政の対象となる者のほとんどはカバーされているものと考え、偶々上記のいずれにも該当しない事業者等がいた場合についても当該事業の発達、改善及び調整に関する事務に該当する事務に携わる職員との間の接触については、その態様によっては公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられることから、当該事業者等を利害関係者とし、当該事務に携わる職員が接触することを規制することとしたものである。

なお、この場合における公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信については、当該事業を行う事業者等と当該事業を所掌する職員という関係にある間においては常に生じ得るおそれがあることから、当該事業を行う限りにおいては、当該事業者等は利害関係者とし、当該職員が接触することを規制することとしている。

② 利害関係者となる者の範囲

当該事業を行っている事業者等

①で述べたように、本号における事業は、営利を目的とするものに限られる。

(7) 国の支出の原因となる契約若しくは会計法第29条に規定する契約又はこれらの契約に相当する特定独立行政法人の業務に係る契約（第7号）

① 考え方

国の支出の原因となる契約とは、会計法第10条の規定により管理される国の支出の原因となる契約を指しており、会計法第29条に規定する契約とは、同条に規定する売買、賃借、請負その他の契約を指している。

会計法第10条の規定によって管理されるものは、「売買、賃借、請負その他の契約」のうち支出の原因となる契約であり、会計法第29条に規定する契約は、①収入の原因となる財産売払等の契約、②資金前渡官吏の支払の原因となる契約、③支出の原因とも収入の原因ともならないが、歳入歳出外現金の支払又は受入の原因となる契約等である。

このように、ここで対象としている契約は、国との金銭のやりとりの原因となるものであることから、その相手方である事業者等と当該契約に携わる職員の間には利害関係が存在するものと考えられ、両者の接触の態様によっては、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられる。

したがって、契約の申込みをしようとした時から契約に基づく債権債務関係が終了するまでの間は、その相手方となる事業者等を利害関係者とし、当該契約に携わる職員が接触することを規制することとしたものである。

特定独立行政法人の業務に係る契約については、会計法による管理を受けるものではないが、会計法による管理を受ける契約に係る上記の考え方がそのまま当てはまると考えられることから、特定独立行政法人の業務に係る契約の相手方である事業者等と当該契約に携わる職員との間の接触を規制することとしたものである。

なお、事業を行っていない個人との間でこのような契約を締結する場合において、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くようなケースは一般には想定されないことから、契約に係る利害関係者は事業者等に限定している。

また、「契約に携わる職員」は、必ずしも会計事務担当の職員に限られるものではなく、当該契約の内容を実質的に決定し得る立場にある職員（例えば、原局原課において購入物品等を実質的に決定する職員など）も含まれることとなる。

② 利害関係者となる者の範囲

ア これらの契約を締結している事業者等

イ これらの契約の申込みをしている事業者等

ウ これらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

(8) ア 財政法第18条第1項の規定による必要な調整（第8号）

イ 一般職の職員の給与に関する法律第8条第1項の規定による職務の級の定数の設定又は改定（第9号）

ウ 総務省設置法第4条第11号の規定による定員の設置、増減及び廃止に関する審査（第10号）

① 考え方

ア 歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積の調整とは、衆議院議長、参議院議長、最高裁長官、会計検査院長、内閣総理大臣、各省大臣が作製した当該見積について、財政法第18条の規定に基づき財務大臣が必要な調整を行うものであり、この調整の後、財務大臣は歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の概算を作製し閣議決定を経ることとされている。いわゆる予算の査定といわれるものである。

イ 職務の級の定数の設定又は改定とは、一般職の職員の給与に関する法律第8条第1項の規定に基づき人事院が行うものであり、この規定に基づき組織ごと、一般会計及び各特別会計ごとに、俸給表別、職務の級別の職員の定数が定められている。

ウ 定員の設置、増減及び廃止に関する審査とは、総務省設置法第4条第11号の規定に基づき総務省が所掌するものであり、その結果に基づき、行政機関職員定員令により各行政機関の定員が定められている。

これらの権限は、いずれもその対象となる国の機関の予算と密接に関連するものであり、各機関の業務運営に及ぼす影響が極めて大きいことから、それぞれの権限に携わる職員とその相手方となる者との間には利害関係が存在しているものと考えられる。

このような利害関係は、国の機関の間におけるものであり、直接国民全般に影響の及ぶものではないが、予算と密接に関連する利害関係であるため、公正な職務の執行に対する、納税者たる国民の疑惑や不信を招くおそれのないようにする必要があるところ、これらの権限に携わる職員とその相手方となる者との間には上記のような利害関係が存在することから、両者の接触の態様によっては、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあると考えられる。

したがって、これらの権限の相手方を利害関係者とし、これらの権限に携わる職員が接触することを規制することとしたものである。

なお、このような利害関係者との接触については、現に予算要求等の作業が進行している期間のみならず、その他の期間においても、利害関係者が当年度又は次年度において有利な取扱いを受けようとして接触することが想定される等、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、期間を問わず利害関係者とし、当該権限に携わる職員が接触することを規制することとしている。

② 利害関係者となる者の範囲

ア 当該調整を受ける国の機関

イ 当該設定又は改定を受ける国の機関

ウ 当該審査を受ける国の機関

5 第1号、第2号、第7号の「明らかである」の意味について

その事務に携わる職員が、通常人としての判断力をもってすれば認識可能な状態を指す。

例：許認可等をする事務に携わる職員のところへ、許認可等の申請書の記入要領について相談に来ている者がいる場合、当該職員は、その相談に来ている者が申請を行おうとしていることを通常は認識可能であることから、その相談に来ている者は「許認可等の申請をしようとしていることが明らかである」者に該当し、当該職員の利害関係者となる。

(利害関係者)

第2条 1 (略)

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の官職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該官職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該官職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

- 1 国家公務員倫理規程においては、職員の現在の官職の職務との関係では利害関係がない者であっても、当該職員が過去3年間に在職した官職において当該官職から異動した時点において利害関係者であった者についても利害関係者として取り扱うこととしている。
- 2 これは、そのような過去の利害関係者との間で国家公務員倫理規程で禁止・制限される行為を行うことは、職員が現在その者と利害関係のある官職に就いている後任の職員に影響力を行使することによってその者に有利なように職務の執行の公正さを歪めるのではないかとの国民の疑惑や不信を招くためであり、また、異動後近接した時期に異動前の官職と利害関係があった者から供応接待や贈答品を受領することは、異動前の官職の職務執行の公正さを歪めていたのではないかとの疑惑や不信を招くことを併せ考慮したものである。
- 3 期間を3年間としたのは、異動後一定期間が経過すると、当該職員が異動前の官職に対して影響力を持っているとは国民から見られなくなると考えられるところであり、その一定期間として、職員の異動ローテーションの期間等を考慮して3年間としたものである。

(利害関係者)

第2条 1、2 (略)

3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその官職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

「その官職に基づく影響力」とは、例えば人事課長が当該官庁の職員に対して有する影響力、予算等の査定を担当する職員が当該査定を受ける他の職員に対して有する影響力などが該当する。

「官職」に基づく影響力であるから、学校の先輩の関係による影響力などは該当しない。

3 禁止行為

(禁止行為)

第3条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- 二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- 四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- 五 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- 六 利害関係者から供応接待を受けること。
- 七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- 八 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- 九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

1 第1号

利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。

(1) 香典について

職員の親族の葬式に際し、香典を持参した者が職員の利害関係者である場合においては、他の親族との関係で香典を持参したものと考えられる場合を除き、職員が喪主であるか否かにかかわらず、職員あての贈与が利害関係者からなされたものとして取り扱うこととなる。

なお、葬式の際に受付の者が職員の利害関係者に該当するかどうかを判断することは困難であるため、利害関係者からの香典を受け取った場合については、葬式終了後、香典が誰に帰属しているかが判明した後に速やかに利害関係者に返却すれば、金銭の贈与を受けたことには該当しないものとして取り扱う。

(2) 供花について

利害関係者からの物品の贈与は禁止されているため、供花が届けられたときも、受領せずに持ち帰ってもらうとの対応をとることが原則となる。

職員の家族が知らずに受け取ってしまい、受領の事実気づくのが遅れ式場に供花が飾られてしまった場合については、当該供花に付された送り主の札を外すことで対応する。葬式が終了するまでに職員が当該供花の受領を認識しなかった場合は、受領したことにならない。

(3) 結婚式の祝儀について

結婚披露宴において、職員にとって利害関係者に該当する配偶者の招待客から祝儀を受け取ることは、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀であれば、職員が金銭の贈与を受けたことにはならない。

2 第2号

利害関係者から金銭の貸付けを受けること。通常一般の利子を払っても許されない。

「業として行われる」ものとは、反復継続して行われるものを意味し、銀行業、信託業、貸金業、質屋業等を行っている者が行う貸付けがこれに該当する。

業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限り禁止され

る。

3 第3号

利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

「利害関係者から」貸付けを受けることとは、利害関係者から直接物品又は不動産の提供を受ける場合であり、「利害関係者の負担により」とは第三者から物品又は不動産の提供を受け、その貸付けの対価を利害関係者が負担する場合（レンタカーの代金を利害関係者が負担する場合など）である。

対価を支払って貸付けを受ける場合でも、その対価が時価よりも著しく低いときは、第3条第3項の規定により、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなされ、第1号の違反となる。

4 第4号

利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

「役務の提供」を受けるとは、正当な理由なくサービスを受けることをいい、ハイヤーによる送迎の提供を受けることのほか、例えば、物品購入契約の相手方である事業者に虚偽の見積書及び請求書を作成してもらうことや、委託契約の相手方である事業者の従業員に国の業務を手伝ってもらうことなども該当し得る。

「利害関係者から」及び「利害関係者の負担により」の意は、第3号と同じである。

5 第5号

利害関係者から未公開株式を譲り受けること。

「未公開株式」とは、「金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式」と定義されている。

利害関係者からの未公開株式の譲り受けは、無償の場合に限らず、有償の場合でも禁止される。

未公開株式は、一般に公開されておらず、値上がり期待されるなど、その譲渡は、利害関係者と当該職員との間に、特別な関係が存在するものと外部からみなされ、当該職員の職務の執行の公正さに対する疑惑や不信を招く行為であるため、禁止されている。

6 第6号

利害関係者から供応接待を受けること。

「供応接待」とは、供応（酒食を提供してもてなすこと）と接待（客をもてなすこと）の両者を包括するものとして用いており、供応については、単なる飲食物の提供ではなく、一定の席を設けて飲食物を提供する行為がこれに該当し、接待については、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般（温泉地等への旅行、ゴルフ等のスポーツ、映画・演劇の鑑賞への招待）がこれに該当する。

7 第7号

利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

職員が自己の費用を負担するか否かを問わず禁止対象となっている。利害関係者が職員の費用を負担した場合は第6号の供応接待にも該当する。ゴルフ以外のスポーツ、例えば、テニス、野球などは禁止されない。

※「遊技」の範囲について

ここでいう「遊技」には次のようなものが該当する。

- ・麻雀
- ・ポーカー

8 第8号

利害関係者と共に旅行をすること。

職員が自己の費用を負担するか否かを問わず禁止対象となっている。利害関係者が職員の費用を負担した場合は第6号の供応接待にも該当する。

公務のための旅行が禁止対象から除外されているのは、職務遂行上、利害関係者と共に旅行することが必要となる場合もあるからである。

※遊技又はゴルフ及び旅行における「利害関係者『と共に』」の意

「利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること」及び「利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること」の「利害関係者と共に」とは、職員と利害関係者とが当該行為を行う意図を共有して行うことを意味する。

典型的な形態としては、当該職員が当該利害関係者と相謀ってゴルフ等を行うことがこれに該当するが、職員及び利害関係者以外の第三者が幹事役を務めてゴルフ等を行う場合において、当該職員と当該利害関係者とがお互いが出席することをはっきり認識した上で更にその者と一緒にゴルフ等を行う意図を持って行う場合も含まれる。

他方、職員がパック旅行に参加する場合で、その旅行グループの中に利害関係者に該当する者も含まれていることを、パック旅行の集合の際に当該職員と当該利害関係者とが認識したような場合は、職員と利害関係者とが旅行をする意図を共有して行う行為とはいえないので、これには該当しない。

9 第9号

利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

職員が利害関係者に働き掛け、職員本人にではなく第三者に第1号から第8号に規定する行為をさせることは禁止される。

例えば、利害関係者である業者に要求して、自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることなどがこれに該当する。

「第三者」とは、職員本人及び利害関係者以外の者をいい、自然人、法人を問わない。

なお、職員本人であれば、第3条第2項の規定により、宣伝用物品の贈与を受ける等一定の行為は例外として禁止行為から除外されているが、本号の規制については、利害関係者に「要求」という反倫理性の強さにかんがみ、このような例外は認められていない。同様の理由により、私的な関係がある者との行為の例外(第4条第1項)についても認められていない。

第3条第3項の物品購入等の対価が時価よりも著しく低い場合に当該差額を贈与とみなす規定については、本号の規制についても同様に適用される。

(禁止行為)

第3条 1 (略)

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- 一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けると。
- 二 多数の者が出席する立食パーティー(飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けると。
- 三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- 四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)

- 五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- 六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- 七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

第1項の規定にかかわらず禁止行為から除外される行為である。

1 第1号

利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものについては、広く一般に配布されるが故に、それを贈与されたとしても利害関係者との間で特別の関係があると見られて国民に公正な職務の執行に対する疑惑や不信を持たれるおそれが乏しい。

2 第2号

多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

「立食パーティー」とは、「飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。」と定義されている。立食形式で行われるものであればよく、部屋の端に椅子が置かれていても構わない。

多数の者が出席する立食パーティーにおいて多数の出席者から見られている中で記念品を受け取ったりすることは、国民に公正な職務の執行に対する疑惑や不信を持たれるおそれが乏しい。

「多数」とは、一般には20人程度以上が集まるものがこれに当たると考えられる。

3 第3号

職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

職務を円滑に遂行する上で必要であり、かつ、軽微又は問題のないと認められる程度の便宜の供与である。

ここで認められる物品としては、文房具などの事務用物品、電話又はファックスの借用、ヘルメットや防護服の借用などが挙げられる。

4 第4号

職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車を利用すること。

職務として利害関係者の事務所や現場などを訪問する際に、利害関係者の自動車を利用することである。職務を円滑に遂行する上で必要であり、問題がないと認められる程度の便宜の供与である。

提供される自動車は、当該利害関係者が業務・通勤等に日常的に利用しているものに限られ、当該職員のために特に用立てたハイヤーなどはここでは認められない。

利用が認められるのは、他に公共交通機関がなく利害関係者の自動車を利用するしかないような場合のほか、限られた時間で用務を遂行するために、自動車での移動が合理的な場合も含まれる。

5 第5号

職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

茶菓の提供は社会通念として認められる軽微な接遇であり、それを受けることによって職務の公正な執行に対する国民の疑惑や不信を招くことは考えられない。

「その他の会合」は、会議又はこれに準じた集まりに限られず、職務として利害関係者に会うような場合も含まれる。

6 第6号

多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

「立食パーティー」の意義は第2号におけると同じであり、そこで飲食物の提供を受ける行為が公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くとは考えにくい。

「立食パーティー」には、着席して行われるものであっても、座席が指定されておらず、人数もかなり多いような場合にあっては、立食パーティーに準ずる会合も含まれる。

7 第7号

職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

職務として出席した会議において供されるものであり、通常の接遇の範囲内の行為であって、それによって公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれはない。

「会議」とは、「〇〇会議」と名称の付いたものに限定されず、会議に準じた職務上の集まりも含まれる。

「簡素な飲食物」とは、会議室で供される弁当（いわゆる箱弁）が典型的なものである。

なお、「会議において」とは、会議と一体のものであることが必要であり、会議と一体の行事として同じ建物の中で行われる懇談会くらいまでは許容される。

(禁止行為)

第3条 1、2 (略)

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

利害関係者から、物品等を購入し、物品等の貸付けを受け、役務の提供を受ける際に、それらのために支払う対価が購入等の時点の時価よりも著しく低いときは差額を金銭の贈与とみなすこととするものである（贈与とみなすことにより、第3条第1項第1号の金銭の贈与の禁止規定違反となる。）。

4 禁止行為の例外

(禁止行為の例外)

第4条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督官（法第39条第1項の倫理監督官をいう。以下同じ。）に相談し、その指示に従うものとする。

- 1 親族関係や学生時代の友人等職員となる前からの関係がある者や地域活動を通じて知り合った者等職員としての身分にかかわらない関係がある者については、職員の職務と利害関係を有する者となったとしても、引き続きそのような私的な関係に基づいた付き合いを行うことはあり得るところであり、このような付き合いを利害関係者との間の行為であるとして一切禁止することは、職員の個人的活動に対する過度の侵害となる。そこで、そのような私的な関係に基づく付き合いと評価できるものであり、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれのないものについては、第3条第1項の禁止を解除するものである。
- 2 私的な関係がある者との間で規制の対象とされている行為を行おうとする場合に考慮する事項は、具体的にいえば次のとおりである。
 - ① 「その者との間における職務上の利害関係の状況」とは、例えば、職員が担当する業法の免許申請を行っているときのように利害関係の強い状況にあるか、あるいは、職員がその属する省の所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務に携わっている場合で当該事業を行う事業者等との間において具体的な案件が生じていないときのように利害関係の弱い状況にあるかを考慮することをいう。
 - ② 「私的な関係の経緯及び現在の状況」とは、例えば、学生時代から親しく付き合いを続けているような親しい間柄か、あるいは十数年間会っていないような疎遠な間柄かを考慮することをいう。
 - ③ 「両者の間において行おうとする行為の態様」とは、例えば、高額な祝儀の提供か、あるいは安価な果物等のおすそ分けかを考慮することをいう。
- 3 国家公務員倫理規程第4条第1項においては、「私的な関係」を「職員としての身分にかかわらない関係をいう。」と定義している。

したがって、職員として知り合い職員として付き合い合っている場合には私的な関係には該当しない。

職場での上司や同僚との関係や職務上のカウンターパートなどとの関係は「私的な関係」には該当しない。また、職場のOBとの関係も「私的な関係」には当たらない。

他方、職場の上司に仲人を頼んだ場合における仲人とそれを依頼した者としての関係については、「私的な関係」に該当することもあり得るものと考えられる。また、職員として知り合ってその後恋人となった関係も、私的な関係に該当する。
- 4 なお、規制の対象とされている行為を行うことについて、そのようなおそれがないかどうか自ら判断できない場合には、倫理監督官に相談し、その指示に従うものとするとしている。

(禁止行為の例外)

第4条 1、2 (略)

3 第1項の「職員としての身分」には、職員が、任命権者の要請に応じ特別職国家公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条第2項に規定する特別職国家公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における特別職国家公務員等としての身分を含むものとする。

人事交流等による当該特別職国家公務員等としての身分にかかわる関係については、職員（一般職国家公務員）としての身分にかかわる関係ではないが、任命権者の要請に応じ人事ローテーションの一環として辞職出向した時の出向先機関の身分にかかわる関係である。このような関係がある者は、その相手方も国からの出向者であることを認識していると考えられることから、職員としての身分にかかわる関係がある者と同様に取り扱うことが適当である。

したがって、人事交流等による特別職国家公務員等としての身分は職員としての身分と同様に取り扱うことを明らかにするための規定を第4条第3項に置くこととしたものである。

5 利害関係者以外の者等との間における禁止行為

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第5条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

1 国家公務員倫理規程第5条第1項においては、利害関係者以外の事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることを禁止している。

これは、たとえ職務上の利害関係がない事業者等であっても、私的な関係もないような者から供応接待を繰り返し受けたり、高額な贈与を受けるような場合等、社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待や財産上の利益の供与を受ける場合には、そのような供応接待を行う側は職員からの何らかの見返りを期待してそのような行為を行っていることがありがちであることなど、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、その者との関係からみて社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待や財産上の利益の供与を受けることを禁止するものである。

なお、「社会通念上相当と認められる程度」とは供応接待等を行う相手との関係を含めた各般の事情を考慮して判断すべきものであり、一般的には、例えばその相手が親族である場合には許容範囲は広くなり、その相手が仕事を通じて知り合ったような者である場合にはその許容範囲は狭くなるものと考えられる。

2. 第5条第2項においては、いわゆるつけ回しを行うことを、その対価を負担する事業者等が利害関係者であるかどうかにかかわらず、禁止することとしている。

これは、飲食等が行われた場に居合わせない者に対し、本人の知らないままに当該代金をその者の負担として支払わせる行為は、職員としての権限を背景として行われる場合が多く、許容される場合の想定しがたい悪質な行為であるとの考えに基づくものである。

本条の規定は「事業者等」との間の行為を規制するものであり、「事業者等」ではない全くの個人との間の行為は、本条の規制の対象とはならない。

6 特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第6条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

一 補助金等又は国が直接支出する費用（特定独立行政法人の職員にあっては、その属する特定独立行政法人が支出する給付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用）をもって作成される書籍等（国の機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）の職員にあってはその属する国の機関が所管する特定独立行政法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもって作成される書籍等を、特定独立行政法人の職員にあっては当該特定独立行政法人を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該特定独立行政法人以外の特定独立行政法人が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。）

二 作成数の過半数を当該職員の属する国の機関又は特定独立行政法人において買い入れる書籍等（国の機関の職員にあってはその属する国の機関及び当該国の機関が所管する特定独立行政法人において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を、特定独立行政法人の職員にあっては当該特定独立行政法人を所管する国の機関及び当該国の機関が所管する特定独立行政法人において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を含む。）

2 前項の規定の適用については、独立行政法人国立公文書館は内閣府本府が所管するものとみなす。

1 国家公務員倫理規程第6条では、補助金等又は国が直接支出する費用等をもって作成される書籍等及び作成数の過半数を当該職員の属する国の機関等において買い入れる書籍等の監修料及び編さん料の受領を禁止している。

国の経費や補助金により作成される書籍等や国が大量購入する書籍等に係る監修等については、本来、職務として行われるべきものであることから、このような特定の書籍等に係る監修料等の受領を禁止するものである。

2 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が適用されるものである。「国が直接支出する費用」とは、庁費等を指す。（特定独立行政法人においては、同法が準用される給付金及び特定独立行政法人が直接支出する費用である。）

「書籍等」には、書籍、雑誌等の印刷物のほか、ビデオテープ、CD、DVD等も含まれる。「作成数」とは、販売部数ではなく、印刷部数である。

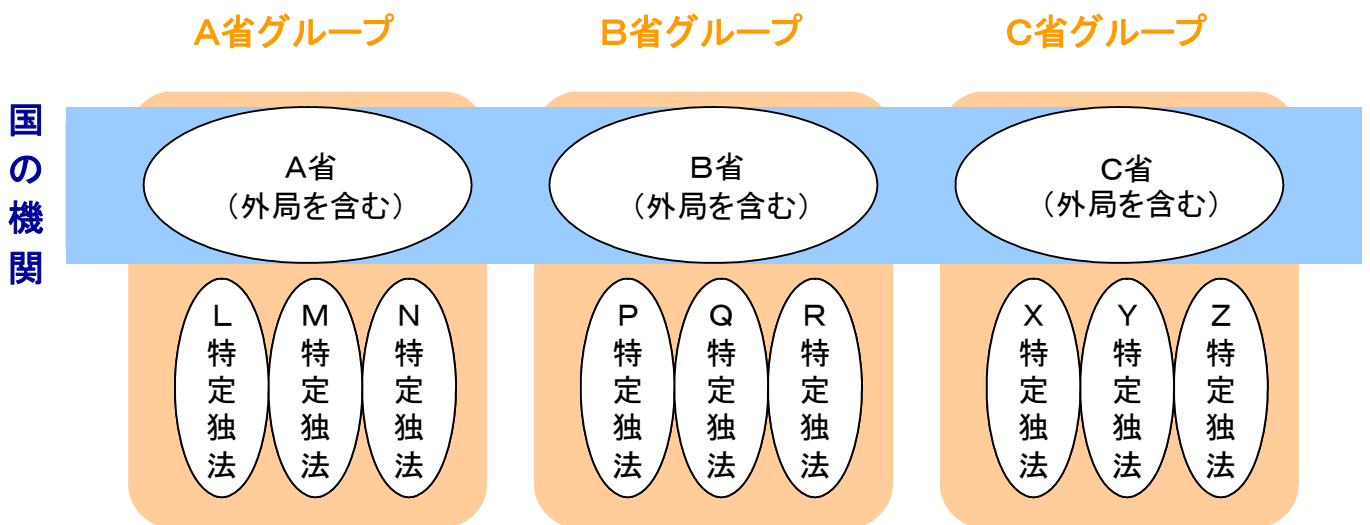
3 府省によっては、倫理監督官を置く組織単位とは異なり、いわゆる省グループ単位（外局や所管の特定独立行政法人も含めた単位）で監修料等の受領が規制されるものもある。

(1) 外局については、本省との事務・事業の関係はもちろん、人事上の関係も強く、国民からすれば一体のものと見られかねないものであり、本省の職員にとっては外局が、外局の職員にとっては本省が経費や補助金を支出して作成し、あるいは買い入れる書籍等であったとしても、当該書籍等の監修等を行い報酬を受けることは、国民の疑惑や不信を招くものであることから、外局は本省に含まれることとしている。

(2) 特定独立行政法人については、職員は一般職の国家公務員とされ、倫理法・倫理規程が適用されること、事務・事業の関係はもちろん、人事上についても、所管府省との関係が強く、国民からすれば一体のものと思われかねないことから、同じ省グループ内の機関の経費や補助金により作成される書籍等については、これを1つの単位として省グループ内の機関の職員は基本的に同様の規制をすることとしている。

4 国が経費や補助金を支出して作成する書籍等の監修料等については、各府省の職員は、省グループ内の機関が経費や補助金を支出する場合に加えて、他省が支出する経費や補助金で作成される書籍等の監修料等も受領することができない。

◎受領が規制される範囲



1 国の補助金や経費で作成される書籍等

- ① 自分が属する省グループ内の機関のどこかが補助金等を支出して作成する書籍等である場合は、監修料を受領できない。（例：L 特定独法の費用で作成する書籍をA省職員が監修する場合）
- ② 各省（外局を含む。）の職員は、他省が補助金等を支出して作成する書籍等である場合であっても、監修料を受領できない。（例：B省の費用で作成する書籍をA省職員が監修する場合）

2 国が過半数を買い入れる書籍等

自分が属する省グループ内の機関が、単独か合計で作成数の過半数を買い入れる場合は、監修料を受領できない。（例：C省、X特定独法、Y特定独法がそれぞれ買い入れる数を合計すると作成数の過半数となる書籍をC省職員が監修する場合）

7 職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第7条 職員は、その属する国の機関又は特定独立行政法人の他の職員の第3条又は前2条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第3条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同条の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、国家公務員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他当該職員の属する行政機関等（法第39条第1項に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）において職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは自己の属する行政機関等の他の職員が法若しくは法に基づく命令（訓令及び規則を含む。以下同じ。）に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 法第2条第3項に規定する指定職以上の職員並びに一般職の職員の給与に関する法律第19条の3第1項の規定による管理職員特別勤務手当を支給される職員であつて同法第10条の2第1項の規定による俸給の特別調整額を支給されるもの及びその職務と責任がこれに相当する職員として倫理監督官が定めるものは、その管理し、又は監督する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

国家公務員倫理規程第7条では、他の職員が倫理規程に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、これを受け取って費消するなど、違反行為を組織的に助長させるような行為や、倫理法令の違反行為について、職員が虚偽の報告や、隠ぺいを行ったり、管理者が黙認するなど真相の解明を妨害するような行為を禁止している。

いわゆる組織ぐるみで違反行為が拡大し、重大化するというような事案の発生を踏まえ、倫理規程の上でも、これを適切に抑止し得るような措置を講ずる必要があることから、職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等を禁止するものである。

1 第1項

自らが属する国の機関又は特定独立行政法人の他の職員が倫理規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、これを受け取り、又は享受すること。

「国の機関」の範囲は、第6条第1項と同じであり、外局は本省に含まれることになる。したがって、例えば、外局職員が違反行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、本省職員がこれを受け取った場合、当該本省職員は本項に違反することとなる。

「知りながら」とは、周囲の状況から通常の注意力、判断力をもってすれば知り得る状況にあることをいう。

「受け取り」には、必ずしも自己の所有とはせず、預かり管理することも含まれる。

2 第2項

国家公務員倫理審査会、任命権者、倫理監督官、上司等に対して、倫理法令違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行うこと、又は隠ぺいすること。

「職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者」とは、人事担当課等において倫理事務を担当する者を指す。また、「上司」とは、当該職員の職務上の上級者として指揮監督権限を与えられた者をいう（直属の上司に限らず、いわゆるライン上の上司をすべて含む。）。

「疑いがある」とは、内外からの情報提供、マスコミ報道等により得た情報に、倫理法令違反の可能性を否

定できないような内容が含まれている場合をいう。

「虚偽の申述」には、職員が倫理監督官等から報告を求められた場合に事実と反する申述を行うことのほか、職員が自発的に倫理監督官等に対して事実と反する申述を行うことも含まれる。

3 第3項

管理者が、部下職員が倫理法令違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実を黙認すること。

「黙認」とは、何らの対応もとらないことをいう。したがって、例えば、自ら当該職員を指導した場合、倫理監督官に投書した場合は、「黙認」には当たらない。

「その職務と責任がこれに相当する職員」とは、一般職の職員の給与に関する法律の規定による俸給の特別調整額の支給を受けない職員（例えば、国有林野事業職員、特定独立行政法人の職員など）のうち、職務と責任が俸給の特別調整額の支給を受ける職員に相当する職員を想定している。

「その管理し、監督する職員」とは、課長など組織の長にあつては、当該組織の構成員全員（課長であれば、課員全員）とし、参事官、企画官などスタッフ職にあつては、職務実態として自らが管理し、監督している職員とする。

8 利害関係者と共に飲食をする場合の届出

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第8条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督官が定める事項を倫理監督官に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

- 一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
- 二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

1 自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、倫理監督官へ届け出なければならない。

2 平成17年4月の改正前の倫理規程では、利害関係者と共に飲食することは原則禁止としつつ、自己の費用を負担する飲食については、朝又は昼に行うものは自由とする一方、夜間に行われるものは、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食については、倫理監督官の許可を必要としていた。また、利害関係者以外の第三者が費用を負担する飲食については、利害関係者が同席していると、そのような場において飲食することはできないこととなっていた。

しかし、このような規制については、

ア 自己の費用を負担する場合であっても、夜間に開催される場合には、会合の趣旨、費用等の条件を考慮しなければならず、公務員が職務を的確に遂行するために必要な民間等との間における情報収集や意見交換等を行うことをためらわせる要因の一つとなっているとの指摘があること

イ 利害関係者以外の第三者が費用を負担するものには、外国政府主催の夕食会など公的・儀礼的な会合も多く、そのほとんどが国民の疑惑や不信を招くようなものではないことから、利害関係者と共に飲食をする場合であっても個別に運用で認めてきていること

ウ 利害関係者以外の第三者が利害関係者の利益のために供応接待等を行う場合や、過剰な接待を行う場合については他の規定で規制されること

などの事情が考えられるところであった。

このような事情を踏まえつつ、倫理法・倫理規程の施行後、情報公開法の施行等により行政の透明性が図られつつあること、民間企業においても倫理の重要性が認識されてきたこと、大部分の職員の意識も変わってきたことなどの状況の変化が見られることも考慮すると、利害関係者との飲食に係る規制基準を分かりやすいものとすることによって、職員が萎縮することなく、民間等との間において職務遂行のために必要な情報収集や意見交換等を行いやすくするとともに、それまでの運用実態を反映した規制にする必要があると判断したものである。

この結果、自己の飲食に要する費用を自ら負担する場合又は利害関係者以外の第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食することをできるようにした上で、1万円を超えるような高額な飲食については、その形態によっては、接待を受けているのではないかと誤解される可能性も否定できないことから、原則として事前に届出をさせることにより倫理監督官に対して当該飲食の事実を明らかにし、職員の行動に係る透明性を確保すること等を目的とする届出制度を措置することとしたものである。

3 多数の者が出席する立食パーティーにおける飲食については、倫理規程上、利害関係者から飲食物の提供を受けることが、金額にかかわらず自由となっていることから（第3条第2項第6号）、これとの均衡を考慮して、届出の対象から除外している。

同様に、私的な関係がある利害関係者との飲食についても、倫理規程上、飲食物の提供を受ける場合であっても、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合には、金額にかかわらず自由となっていること（第4条第1項）にかんがみ、当該飲食のうち、「国民の疑惑や不信を招くおそれがない」と認めることができる以下のケースについては、届出の対象から除外している。

① 職員が自己の飲食に要する費用を負担する場合

② 私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが、職員の飲食に要する費用を負担する場合

4 「やむを得ない事情」とは、職員本人の責めに帰すことができないような事情であるが、例えば、以下のような場合が考えられる。

・ 1万円を超えない見込みであったが、実際には超えた場合

・ 利害関係者はいない見込みであったが、実際には利害関係者がいた場合

9 講演等に関する規制

(講演等に関する規制)

第9条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（国家公務員法第104条の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならない。

2 倫理監督官は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、職員の職務の種類又は内容に応じて、職員に参考となるべき基準を定めるものとする。

1 第9条第1項では、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行う場合には、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならないこととしている。講演等に対する報酬は、一方的な利益提供ではなく人的役務に対する報酬であるとはいえ、利害関係者からの金銭の受取りであるため、講演等の内容に見合わない高額な報酬など、それが不適切な形で行われた場合には、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれが強い。このため、当該報酬が職員の提供する人的役務に対する報酬として適切なものであるかどうかを確認するとともに、利害関係者の依頼に応じて職員が当該人的役務を提供することが公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないものであるかどうかを確認することを目的として、このような仕組みをとることとしたものである。

したがって、倫理監督官が承認を与える場合には、制度の趣旨を踏まえ、第2項に規定する基準に合致しているかどうかを、厳格に審査する必要がある。

なお、この承認については、第4条の私的な関係がある者との間で行う行為についての例外の規定は適用されないが、私的な関係がある者からの依頼に基づく講演等である場合については、その要素は倫理監督官が承認の可否を判断する際に考慮されることとなる。

2 第9条第2項においては、倫理監督官は、講演等に関する報酬に関し、職員の職務の種類又は内容に応じて、職員に参考となるべき基準を定めるものとしている。これは、職員が講演等の依頼を受けた際に、どの程度の報酬のものまでは応じてよいか（倫理監督官に承認されるか）を事前に明確にしておき、著しく高額な報酬を受けるような講演等の依頼に応じることをあらかじめ抑止するためのものである。

「参考となるべき基準」は、「職員の職務の種類又は内容に応じて」定めることとしているが、これは次のような考え方に基づくものである。

① 「職務の種類…に応じて」としているのは、例えば研究職員等は、高度な専門性のある知識を有しており、民間の同様の職種の者が講演等を行う場合にあっては、その報酬の時間当たり単価等が他の職種の者と比べて高いことも想定される。研究職員等が他の職務の種類の職員よりも高い報酬を受けたとしても、その報酬が社会一般にその職種の者に対して支払われる水準に照らして適正なものであれば、それによって職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと考えられるため、職務の種類に応じた基準を設定することを可能としたものである。

② 「職務の…内容に応じて」とは、役職段階に応じた基準を設定することを念頭に置いたものである。同じ職種の職員であっても、例えば、局長等長期間公務に携わった経験を持ち、広範な事務を所掌する職員と、公務経験が短く係や班の限定された職務を担当するにすぎない職員とでは、自ずから講演等の内容や質についても差が生じることが想定される場所であり、その報酬の基準に差を設けたとしてもその差が合理的なものである限りは、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと考えられることから、「職務の内容」に応じた基準を設定することを可能としたものである。

なお、この参考となるべき基準は、各府省がそれぞれの事情に応じて定めることが適当であり、倫理監督官が職員に対して指導を行う際の基準を定めるものであることから、その属する行政機関等の職員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うこととされている倫理監督官が定めることとしたものである。

10 倫理監督官への相談

(倫理監督官への相談)

第10条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第3条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督官に相談するものとする。

国家公務員倫理規程第10条において、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が規制行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督官に相談するものとしている。

実際に個々の職員が規程に沿って行動しようとする際に自ら判断することが難しい場合もあり得る。そのような場合に職員個々の判断に委ねることは、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くことにつながるおそれがあるとともに、相談することとされている事項は、その適用を誤ると職員が懲戒処分を受ける可能性のあるものであることから、その属する行政機関等の職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うこととされている倫理監督官に相談することとしたものである。

なお、倫理監督官は、職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行う責務を有している。(第15条第1項第1号)

1 1 贈与等の報告

(贈与等の報告)

第11条 法第6条第1項の国家公務員倫理規程で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- 一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
 - 二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬
- 2 法第6条第1項第4号の国家公務員倫理規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 贈与等（法第6条第1項に規定する贈与等をいう。以下同じ。）の内容又は報酬（同項に規定する報酬をいう。以下同じ。）の内容
 - 二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する行政機関等との関係
 - 三 法第6条第1項第1号の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠
 - 四 供給接待を受けた場合にあっては、当該供給接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供給接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供給接待にあっては、当該供給接待の場に居合わせた者の概数）
 - 五 法第2条第6項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者（以下「役員等」という。）が贈与等をした場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）

(報告書等の送付期限)

第12条 法第6条第2項、第7条第2項又は第8条第3項の規定による送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して30日以内にしなければならない。

(贈与等報告書の閲覧)

第13条 法第9条第2項に規定する贈与等報告書（法第6条第1項に規定する贈与等報告書をいう。以下同じ。）の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

- 2 贈与等報告書の閲覧は、各省各庁の長等（法第6条第1項に規定する各省各庁の長等をいう。以下同じ。）又は法第9条第2項の規定によりその委任を受けた者が指定する場所でこれをしなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、各省各庁の長等が定めるものとする。
- 4 法第9条第2項ただし書の規定による国家公務員倫理審査会の認定の申請は、各省各庁の長等又は同項の規定によりその委任を受けた者が、書面でこれをしなければならない。

- 1 第11条から第13条は、倫理法の委任等を受けて、「贈与等の報告が必要な報酬」、「報告書等の送付期限」及び「贈与等報告書の閲覧」に関し、その細目を定めるものである。
- 2 報告制度の詳細については、（32ページの）「(参考)国家公務員倫理法における報告制度の解説」を参照。

1 2 各省各庁の長等の責務

(各省各庁の長等の責務)

第14条 各省各庁の長等は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 法第5条第3項又は第4項の規定に基づき、必要に応じて、訓令又は規則を制定すること。
- 二 贈与等報告書、法第7条第1項に規定する株取引等報告書及び法第8条第3項に規定する所得等報告書等（以下「報告書等」という。）の受理、審査及び保存、報告書等の写しの国家公務員倫理審査会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- 三 当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- 四 当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為について倫理監督官その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けまいよう配慮すること。
- 五 研修その他の施策により、当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員の倫理感の醸成及び保持に努めること。

1 第1号

倫理法第5条第3項又は第4項の規定に基づき、各省各庁の長等は訓令又は規則を制定することができるが、倫理規程において訓令又は規則により利害関係者の範囲を定めることとなったこと（第2条第1項ただし書）にかんがみ、必要に応じ訓令又は規則を制定することを各省各庁の長等の責務とするものである。

2 第2号

各省各庁の長等は、サービスを統督し贈与等報告書等に関する事務をつかさどる立場にあることから、そのための体制整備を各省各庁の長等の責務とするものである。

3 第3号

倫理法等に違反する事態が生じた場合に、厳正な対処をとることを各省各庁の長等の責務とするものである。

4 第4号

職員相互間に不正を見逃す風潮が生まれまいよう、倫理法等の違反についてしかるべき者に報告した者が不利益な取扱いを受けまいよう配慮することを各省各庁の長等の責務とするものである。

5 第5号

職員の職務に係る倫理の保持を図るためには、研修その他の施策により職員個々の倫理感を高めることも重要であることから、そのための取組を各省各庁の長等の責務とするものである。

1 3 倫理監督官の責務等

(倫理監督官の責務等)

第15条 倫理監督官は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 その属する行政機関等の職員からの第4条第2項又は第10条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
 - 二 その属する行政機関等の職員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
 - 三 その属する各省各庁の長等を助け、その属する行政機関等の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
 - 四 法又は法に基づく命令に違反する行為があった場合にその旨をその属する行政機関等に係る内閣法(昭和22年法律第5号)にいう主任の大臣(倫理監督官が、法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている委員会に属する場合にあっては委員長とし、会計検査院又は人事院に属する場合にあってはそれぞれ会計検査院長又は人事院総裁とし、特定独立行政法人に属する場合にあっては当該特定独立行政法人の主務大臣(独立行政法人通則法第68条に規定する主務大臣をいう。)とす)に報告すること。
- 2 倫理監督官は、その属する行政機関等の職員に、法又はこの政令に定めるその職務の一部を行わせることができる。

1 第1項第1号

倫理法第39条第2項に基づき、倫理監督官は職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導、助言を行うこととされており、倫理規程の解釈に疑義があるような場合などについては、その役割を適切に果たすことが求められる。第4条第2項では「職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督官に相談し、その指示に従うものとする。」としており、第10条では「職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第3条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督官に相談するものとする。」としている。職員が倫理監督官に相談した場合に、倫理監督官がこれに応じる責務があることを定めるものである。

2 第1項第2号

職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督官も機会を捉えて指導、助言を行うことにより未然に国民の疑惑や不信を招くような行為を防止することが効果的と考え、その旨倫理監督官の責務とするものである。

3 第1項第3号

各省各庁の長等を助け所属の行政機関等の職員の職務に係る倫理の保持を図るための体制整備に努めるべきことを倫理監督官の責務とするものである。

4 第1項第4号

倫理法等に違反する行為は公務に対する国民の信頼を損なうような重要な案件であり、これを大臣等が把握し得ることとする必要があり、倫理監督官の報告義務として規定するものである。

5 第2項

倫理監督官が倫理法及び倫理規程に基づく任務を効果的に遂行するための委任規定を置くものである。

(参考) 国家公務員倫理法における報告制度の解説

(贈与等の報告)

第6条 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において本省課長補佐級以上の職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、各省各庁の長等（各省各庁の長、特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の総裁をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

- 一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額
- 二 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実
- 三 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所
- 四 前3号に掲げるもののほか国家公務員倫理規程で定める事項

2 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書（指定職以上の職員に係るものに限り、かつ、第9条第2項ただし書に規定する事項に係る部分を除く。）の写しを国家公務員倫理査会に送付しなければならない。

1 倫理法第6条第1項は、本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払いを受け、その額が5千円を超えるときは、贈与等報告書を提出しなければならない旨定めている。

2 「事業者等」とは、倫理法第2条第5項で「法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう」と定められている。同条第6項で事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなすこととされている。役員、従業員等が、事業者等の利益のためにする行為を行っているかどうかについては、次により判断することとしている。

- (1) 役員が、役員名により贈与等を行っている場合は、その属する事業者等の利益のためにする行為を行っているものと考えられる。
- (2) 役員が、役員名を用いずに、贈与等を行っている場合であっても、当該役員の会社と職員の府省との関係、当該役員と職員との関係、当該贈与等の内容等から、当該贈与等が個人的動機に基づいて行われることが明らかな場合を除き、その属する事業者等の利益のためにする行為を行っているものと考えられる。
- (3) 役員以外の従業員、代理人等が、事業者等の名称を明らかにして贈与等を行っている場合は、その属する事業者等の利益のためにする行為を行っているものと考えられる。
- (4) 役員以外の従業員、代理人等が、事業者等の名称を明らかにしないで贈与等を行っている場合でも、当該従業員等の会社と職員の府省との関係、当該従業員等と職員との関係、当該贈与等の内容等から、当該贈与等が事業者等の利益のために行われていることが明らかである場合には、事業者等の利益のためにする行為を行っているものと考えられる。

3 贈与等の報告を行うべき場合としては、まず、事業者等から「金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき」がある。事業者等から贈与等を受け、その額が5千円を超える場合には、贈与等報告書を提出しなければならない。ただし、株式配当等通常の経済行為の結果として給付されるようなものは、ここでいう「財産上の利益の供与」には該当しない。また、倫理法の趣旨が「職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招く行為の防止を図る」ことにあることから、事業者等から何らかの経済的利益を受けたとしても、透明性ないし公開性が十分に確保されているなど国民の疑惑や不信を招くおそれが全くない場合については、何らかの利益を享受したとしても、贈与等の報告の必要はないと解している。より具体的には、次のような場合には贈与等報告書の提出は要しないものとされている。

- (1) 株式配当、宝くじの当選金、競馬等の払戻金などを受けたとき。
- (2) 私的な経済行為に基づくもので一般の者でも受けることが可能である経済上の利益を受けたとき。例えば、
 - ・一般消費者が受けるものと同様の値引き
 - ・一般人を対象とした懸賞、福引き等の景品
 - ・株主優待券
 - ・個人として参加したコンテストにおける賞金、賞品を受けたときなど。
- (3) 所属の行政機関の会議における飲食や永年勤続の表彰の際の記念品などを受けたときや所属の行政機関が職員の福利厚生のために契約している業者からの割引を受けたとき。
- (4) 保存、加筆、関係者への献本などのため、自分の著作物を出版社から必要部数を受領したとき。
- (5) 香典や結婚祝いに対する返礼として、その金額の範囲内の香典返しや結婚の引き出

物を受領したとき。

- (6) 大臣の代理として晩さん会等に出席し、飲食物の提供を受けたとき。
- (7) 日本政府の代表として外国政府等を公式訪問している場合や外国政府等の高官が我が国を公式訪問している場合に、当該外国政府等が主催する公式の行事として訪問日程に組み込まれたレセプションや晩さん会に出席して飲食物や記念品の提供を受けたとき。
- (8) 表彰に伴い賞金、賞品等を授与された場合で、次の要件を満たすとき。
 - ①公的性格又は公開性を有するもの
 - ・国、地方公共団体、外国政府などが授与するもの
 - ・日本新聞協会に加盟する新聞社や放送会社が授与するもので賞金等が新聞等に発表されるもの
 - ②有識者等により、中立的かつ厳正に表彰者の選考が行われるもの
- (9) 国の予算により、外国政府等の高官を歓迎するために開催される夕食会に、主催者側の一員として出席し、飲食の提供を受けたとき。
- (10) 書籍などの業務上必要な資料を組織として受領した場合などにおいて、寄附を受けた物品として物品管理（帳簿への登載等）を行っているようなとき。

4 また、事業者等から「事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受け」、その額が5千円を超える場合にも贈与等報告書を提出しなければならない。「国家公務員倫理規程で定める報酬」として、倫理規程第11条第1項は、以下のとおり規定している。

(1) 第1号は、利害関係者に該当する事業者等から支払いを受けた講演等の報酬を掲げている。利害関係を有する者から5千円を超える報酬を受けた場合には、講演等の内容が職務に関するものであるか否かを問わず、報告を行うこととなっている。これは、人的役務の提供に藉口し、社会通念上相当と認められる程度を超えるような報酬が支払われる等のケースがあることを考慮したものである。なお、職員が利害関係者から依頼を受けて講演等を行い、それに対し報酬を受ける場合には、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならないこととなっているところである（倫理規程第9条第1項）。

第2号は、利害関係者に該当しない事業者等から支払いを受けた講演等の報酬のうち、講演等が職員の現在又は過去の職務に関する事項に関する講演等の報酬を掲げている。この場合、職員が職名を明らかにして行うか否かを問わず、5千円を超える報酬を受けた場合には、すべて報告を行うこととなっている。したがって、府省名等を明示せず単に「〇〇研究会」の名義を使って行われるものも報告を行うことになる。一方、職務と全く関係ない講演等を行ったときは、5千円を超える報酬を受けた場合であっても報告書を提出する必要はない。

(2) なお、「講演等」については、倫理規程第9条第1項において、「講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演」と定義されている。

同項では、国家公務員法第104条の許可を得て行ういわゆる兼業については「講演等」から除かれているので、兼業による報酬を得ても、贈与等報告書を提出する必要はない。

このほか、論文の審査や査読を行った場合、取得した特許権の使用料を受領した場合、試験問題の作成や医学上の鑑定書や法制上の意見書等の作成についても講演等には含まれないものと解されている。

- 5 倫理法第6条第1項は贈与等報告書に記載する事項として、次のものを定めている。
- ①贈与等により受けた利益又は支払いを受けた報酬の価額
 - ②贈与等により利益を受け又は報酬の支払いを受けた年月日及びその基因となった事実
 - ③贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所
 - ④その他倫理規程で定める事項

これを受けて、倫理規程第11条第2項（贈与等の報告）は、①贈与等や報酬の内容、②贈与等や報酬の支払いをした事業者等とそれらを受けた職員との職務の関係及び当該事業者等と当該職員が属する行政機関との関係、③贈与等の価額を推計した額を記載している場合はその推計の根拠、④供給接待を受けた場合にあっては、供給接待を受けた場所の名称及び住所並びにその場に居合わせた者の人数及び職業、⑤倫理法第2条第6項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者が贈与等をした場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名を報告事項として定めている。

- 6 次に贈与等報告書の具体的記入に当たっての考え方は、以下のとおりである。
- (1) 贈与等についての「1件」の考え方としては、基本的には、財産上の利益の供与又は供給接待の行われた単位、人的役務に対する報酬を受けた場合にあっては、報酬の支払いの単位に基づくこととなる。例えば、接待が一次会及び二次会に分かれた場合や、パーティーにおいて4千円の飲食と2千円の記念品の提供を受けた場合は、それらは同一の目的に基づく一体のものと考えられることから、これを1回として報告書を提出することになる。一方、報酬については、例えば、原稿料については支払い単位に基づき、原稿料の支払いが行われた機会ごとに報告を行うこととなる。
 - (2) 報酬の場合の必要経費、源泉徴収分の取扱いについては、贈与等報告書がどの事業者等からどのような名目で報酬をいくら受けたかを把握しようとする趣旨のものであることから、事業者等から報酬として支払われたものから必要経費を差し引くことなく報告することとなる。また、源泉徴収により引かれた分であっても報酬の一部であるため、源泉徴収差し引き前の金額を報告することとなる。
 - (3) 価額の算定方法については、以下のとおりである。
 - ① 贈与等の「価額」は、職員が当該贈与等の対象となった商品又はサービスを自ら購入した場合に支払うこととなる額をいい、本来は贈与等が行われた時点における当該贈与等の対象となった商品又はサービスの「時価」によるべきものと考えられる。しかし、贈与等が行われた時点の時価を把握することは困難な場合もあること

から、その場合には、職員は当該贈与等の対象となった商品又はサービスの価額を算定する時点における時価（消費税、サービス料等を含む。）を報告すれば足りる。

- ② 贈与等の対象となった商品又はサービスの価額については、贈与等を受けた時点で明らかであればその価額を報告することになるが、そうでない場合には、次のような方法によりその価額を推定して記入することとなる。

ア 当該贈与等の対象となった商品又はサービスを販売した業者における販売価格から推定

イ 商品又はサービスの一般市場価格を参考とし、これに消費税等を加えて推定

ウ 国内で販売されていない輸入品等について一般市場価格の推定が困難な場合は、類似品や類似規格の商品の一般市場価格を参考として推定

このうち、イの場合における、商品又はサービスの一般市場価格とは、職員が一般の消費者として実際に購入することが可能な価格をいう。したがって、デパート、個人商店、スーパーマーケット、ディスカウントストア等店舗形態別に販売価格も異なり、一般市場価格にも一定の幅が存在することから、その幅の範囲内で価額を記載すればよい。

職員は可能な限り一般市場価格を推定することが望ましいが、通常の方法により一般市場価格の推定が困難である場合には、通常人の判断をもって推定した価額として常識的な範囲の金額を記載すればよく、記載方法としても「約〇〇円」とすることも許容される。

- ③ 価額の算定について、いくつか具体的な事例を紹介すると次のようなものがある。

ア 新聞や雑誌のように定期的に刊行されるものを、定期的に受領している場合は、報告対象期間である3ヶ月ごとに、当該期間中に受領したものを合計して報告する。

イ 講演等の報酬と旅費とが一括して支払われた場合、旅費は、実費弁償である限りにおいては、財産上の利益とは解されないので、旅費が報酬から明確に区分できるものであれば、旅費額を除いて報告する。

ウ 立食パーティーに出席した場合は、次に掲げるような方法により推計した価額を報告することを原則とする。

- ・主催者側に総額を確認し、出席者数で等分した価額

- ・店側へ総額を確認し、出席者数で等分した価額

- ・招待を受けた者以外に、会費を支払っている者がいる場合は、当該会費

なお、乾杯のみで退席するような場合、社会通念上、供応接待になるとは考えにくく、また、金額についても5千円を超えることは考えにくいことから、報告書の提出は必要ない。

- (4) 対価を一部支払った場合の贈与額の算定については、職員が対価を一部支払った場合の贈与等の額は、当該贈与等の対象となった商品又はサービスの贈与時における時価から職員が実際に支払った金額を差し引いた額を当該贈与等の価額とすることとされている。（平成11年8月9日参議院総務委員会議事録参照）

- 7 贈与等報告書の提出に関し、職員が併任されている場合の取扱いは次のとおりである。

- (1) 異なる府省に併任されている者の報告書の提出先は、本務の府省に提出することとなる。(本務の府省において、審査のために必要があるときは、併任先の府省と十分に連絡を取るものとする。)
- (2) 報告期間(翌四半期の初日から14日間)中に、他府省に出向した者は、報告書を提出する時に属している府省に提出する。(報告書の提出を受けた府省において、職員が贈与等を受けたときに属していた府省と異なる場合に、審査のために必要がある場合は、贈与等を受けたときの所属府省と十分に連絡を取るものとする。)
- (3) 報告期間前に、他府省に出向した者は、報告書を提出する時に属している府省に提出する。(報告書の提出を受けた府省において審査のために必要がある場合は、贈与等を受けたときの所属府省と十分に連絡を取るものとする。)

8 職員が退職する場合の贈与等報告書の取扱いは、次のとおりである。

- (1) 報告期間(翌四半期の初日から14日間)が到来する前に退職した者が、報告対象期間中に事業者等から贈与等を受けていた場合は、倫理法の趣旨にかんがみ、退職日までに贈与等報告書を提出させるものとする。特に、特殊法人等へ一時出向のため退職する場合は、将来は職員に復帰するものであることから、退職日までに贈与等報告書を提出するよう指導するものとする。
- (2) 報告期間(翌四半期の初日から14日間)中に退職した者が、報告対象期間中に事業者等から贈与等を受けていた場合は、退職日までに贈与等報告書を提出させる。

9 各府省に提出された贈与等報告書のうち、指定職以上の職員に係るものについては、国家公務員倫理審査会にその写しを送付しなければならないこととされている。(倫理法第9条第2項ただし書に規定する事項に係る部分を除く。)

倫理規程第10条は、国家公務員倫理審査会に送付される各報告書の送付期限について、報告書の提出期限の翌日から起算して30日以内にしなければならないことを定めている。

10 報告期間及び送付期限が土・日曜日等の行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第2条の期限の特例が適用され、当該休日の翌日までその期間が繰り延べられる。

(株取引等の報告)

第7条 本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等（株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（本省審議官級以上の職員である間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、3月1日から同月31日までの間に、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

2 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

1 倫理法第7条第1項は、本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、株取引等報告書を提出しなければならない旨定めている。

2 報告の対象となる職員は本省審議官級以上の職員であるが、ここでいう「本省審議官級以上の職員」については、倫理法第2条第4項で、

①指定職俸給表の適用を受けるもの

^{註)} 上記は、平成18年4月1日現在。平成18年3月31日までは、指定職俸給表4号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの。

②任期付職員俸給表6号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

^{註)} 上記は、平成18年4月1日現在。平成18年3月31日までは、任期付職員俸給表7号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの。

③検察官俸給法の適用を受ける検事総長、次長検事及び検事長、検察官俸給表の5号の俸給月額以上の俸給を受ける検事

④特定独立行政法人の職員であつて、その職務と責任が①に掲げる職員に相当するものとして当該特定独立行政法人の長が定めるもの

⑤日本郵政公社の職員であつて、その職務と責任が①に掲げる職員に相当するものとして日本郵政公社の総裁が定めるものと定義されている。

報告の対象を本省審議官級以上の職員としたのは、そもそも公務員は職務上許認可権限等を有しており職務上様々な情報を知りうる立場にいるが、本省審議官級以上の職員については、その権限がより広く、大きいことを考慮したものである。

3 「株券等」とは、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合

にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利)をいい、証券取引所への上場・非上場を問わない。

また、「前年」とは、1月から12月までの暦年を指しているが、報告の対象となる株券等の取引等については、そのうち本省審議官級以上の職員である間に行われた取得又は譲渡に限ることとされている。

- 4 株取引等報告書に記載する事項は、株取得又は譲渡の年月日、株券等の種類、銘柄、数及び対価の額となっている。

株主配当、株主優待券については報告の対象とはなっていない。

なお、倫理法は株券等の取得について広く報告を求めており、株券等を贈与されたときや相続したときも、報告書を提出しなければならない。この場合、「対価の額」は「0円」と記載することになる（贈与が事業者等から行われた場合には、贈与等報告書も提出されることになる。）。

- 5 報告期間については、3月1日から3月31日までの間となっている。これは、次に述べる所得等報告書の取扱いとの均衡を考慮したものである。

職員が年の途中で退職した場合の当該年の株取引等や職員が1月又は2月に退職した場合の前年の株取引等については、報告する必要はない。また、併任をされている場合の報告書の提出及び報告期間が土・日曜日等の行政機関の休日に当たる場合の取扱いについては、贈与等報告書と同様である。

- 6 各府省に提出された株取引等報告書については、国家公務員倫理審査会にその写しを送付しなければならないこととされている。

送付期限の取扱いや当該期限が土・日曜日等の行政機関の休日に当たる場合の取扱いについては、贈与等報告書の場合と同様である。

(所得等の報告)

第8条 本省審議官級以上の職員（前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員であったものに限る。）は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、3月1日から同月31日までの間に、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が100万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実）

イ 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。以下同じ。）

ロ 各種所得の金額（退職所得の金額（所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額をいう。）及び山林所得の金額（同法第32条第3項に規定する山林所得の金額をいう。）を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額

二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）

2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書（国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条第6号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。）の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第1号イ又はロに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基因となった事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。

3 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、第1項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写し（以下「所得等報告書等」という。）の提出を受けたときは、当該所得等報告書等の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

1 倫理法第8条第1項は、本省審議官級以上の職員は、所得等報告書を提出しなければならない旨定めている。

2 報告の対象となる職員は、本省審議官級以上の職員である（定義については「株取引等の報告」の項参照）。

なお、報告書を提出すべき職員は、本省審議官級以上の職員のうち前年1年間を通じて当該職員であったものに限ることとされており、例えば年の途中で新たに本省審議官級以上の職員となった者については報告を行う必要はない。

- 3 所得等報告書に記載する事項は、次のとおりとなっている。
- (1) 前年分の所得について同年分の所得税の課される当該所得に係る次に掲げる金額（その金額が100万円を超える場合にあっては、その基因となった事実も記載）
- ①総合課税の対象とされる不動産所得、給与所得、雑所得等の各所得金額及び山林所得金額。報告書に記載する金額は、給与所得であれば給与所得控除後の金額、その他の所得であれば、収入金額から必要経費を控除した後の金額である。
- ②分離課税として他の所得と区分して計算される短期譲渡所得、長期譲渡所得等の金額
- (2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格
- 利子、配当所得等のうち源泉分離課税により既に納税が完了しているもの、また、確定申告をしないことを選択した源泉徴収選択口座を通じて行った株式等の譲渡による所得については、報告の必要はない。
- なお、これらに係る所得等報告書の提出については、国税通則法第2条第6号に規定する納税申告書の写しを提出することにより行うこともできることとなっている。
- 4 報告期間については、株取引等の報告と同様、3月1日から3月31日までの間となっている。4月に公務員の異動が多いことのほか、前年の所得等を把握するには時間的余裕が必要なことを考慮し、このような取扱いとなっているものである。
- 職員が年の途中で退職した場合の当該年の所得等や職員が1月又は2月に退職した場合の前年の所得等については、報告する必要はない。また、併任をされている場合の報告書の提出及び報告期間が土・日曜日等の行政機関の休日に当たる場合の取扱いについては、贈与等報告書と同様である。
- 5 各府省に提出された所得等報告書については、国家公務員倫理審査会にその写しを送付しなければならないこととされている。
- 送付期限の取扱いや当該期限が土・日曜日等の行政機関の休日に当たる場合の取扱いについては、贈与等報告書の場合と同様である。

(報告書の保存及び閲覧)

第9条 前3条の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等は、これらを受理した各省各庁の長等又はその委任を受けた者において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものとしてあらかじめ国家公務員倫理審査会が認めた事項に係る部分については、この限りでない。

一 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

1 各報告書の保存期間は5年とされている。

2 倫理法第9条第2項は、贈与等により受けた利益又は支払いを受けた報酬の価額が2万円を超える贈与等について、その透明性を確保することを通じて不適切な贈与等の防止を図るという観点から、閲覧制度を設けている。

その実施について、倫理規程第13条は、次の旨を定めている。

(1) 贈与等報告書の閲覧は、贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後することができること。

(2) 贈与等報告書の閲覧は、各省各庁の長等又はその委任を受けた者が指定する場所で行わなければならないこと。

(3) その他贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、国家公務員倫理審査会の同意を得て各省各庁の長等が定めることとなっており、閲覧できる日や時間等に関する規定が各省ごとに定められている。

3 株取引等の報告及び所得等の報告については、閲覧制度は設けられていない。